

高知くらしの護身術

247

一時払い終身保険

預金と混同 トラブルも

(2012年5月22日掲載原稿)

近年、銀行窓口で販売される一時払い終身保険のトラブルが増加しています。

トラブル事例を見ると、消費者が保険契約であることを理解できず、預金と誤解したまま契約が結ばれているケースが目立ちます。

一時払い終身保険は契約時に保険料を全額払い込むタイプの保険商品で、2005年12月22日に銀行窓口での販売が解禁されました。一時払い終身保険は元本保証の商品ではなく、中途解約を行った場合、経過年数によっては解約返戻金が一時払い保険料を下回るおそれのある商品です。今後お金を使う予定があるか、万一の時にすぐに使える余裕資金があるかなどを踏まえて本当に必要な契約であるかを慎重に検討してください。

また、「定期預金より良い商品」などの販売員の説明だけで判断せず、販売員から交付される「契約概要」や「注意喚起情報」を必ず自分で確認しましょう。資料の内容が理解できなければすぐに契約せず、一度自宅に帰って家族と話し合うなどしてよく検討してください。

銀行で販売される一時払い終身保険の契約のほとんどは、契約申込日を含めて8日間はクーリングオフが可能です。断りきれずに契約してしまったり、契約内容に不安な点や不明な点があれば、すぐに契約先の保険会社にクーリングオフを申し出ましょう。

現在、銀行は預金や貸付業務だけでなく、一時払い終身保険を含む、全ての保険商品を窓口で販売しています。そのことを知らない消費者は保険の契約を新たな預金と混同しがちです。保険と預金を誤解しないよう十分注意が必要です。